「軽金属」投稿規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人軽金属学会(以下、「本学会」という)が発行する会誌「軽金属」へ投稿される原稿について定める。

(投稿資格)

- 第2条 原稿の第一著者は本学会の正会員、学生会員、名誉会員および永年会員であることとする。
 - 2. 編集委員会が依頼する原稿については、第1項の条件を満たす必要はない。

(原稿の種類と内容)

- 第3条 原稿の種類は、「研究論文」、「研究ノート」、「技術報告」、「解説」、「連載講座」、「LMレビュー」、「随想」、「LMコラム」、「国際会議便り」、「研究所/研究室紹介」、「はぐくむ」、「新製品紹介」(以後、これらを総称して「記事」という)、その他、編集委員会が認めるものとする。
 - 2. 前項の各記事の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 「研究論文」は、軽金属およびそれにかかわる分野に関する独創的な学術ならびに技術の研究成果について、価値ある結果を含み、かつ十分考察されているもの。
 - (2) 「研究ノート」は、特に速報性の必要な論文で、軽金属およびそれにかかわる分野に関する学術あるいは技術の新しい知見やデータ、他の論文に対する意見や討論などを記述したもの。
 - (3) 「技術報告」は、軽金属およびそれにかかわる分野に関する実験技術、現場技術などをまとめたもの、および軽金属工業に関連する事柄の調査、試験などを報告したもの。
 - (4) 「解説」は、軽金属およびそれにかかわる分野に関する学術ならびに技術について解説したもの。
 - (5) 「連載講座」は、軽金属およびそれにかかわる分野に関する学術ならびに 技術について、特定のテーマのもとで数号にわたり継続して基礎的に解説 したもの。
 - (6)「LMレビュー」は、軽金属およびそれに限らず、製造の現場や製品に近い技術をわかりやすく解説したもの。
 - (7)「随想」、「LMコラム」、「国際会議便り」、「研究所/研究室紹介」、「はぐくむ」、「新製品紹介」の内容については、『2416「軽金属」執筆要領』に記す。

(原稿の形式)

- 第4条 原稿は本規程および『2416 「軽金属」執筆要領』に従って作成する。
 - 2. 刷上りページ数は次の通りとする。

- (1) 「研究論文」は、原則として5ページ以内とする。ただし、8ページまで認めることができる。
- (2) 「研究ノート」は、2ページ以内を必須とする。
- (3) 「技術報告」は、5ページ以内を必須とする。
- (4) 「解説」および「連載講座」は、原則として7ページ以内とする。
- (5) その他については、『2416 「軽金属」執筆要領』による。
- 3. カラー印刷は、その費用を投稿者が負担する場合には認めるものとする。

(原稿のオリジナリティ)

- 第5条 「研究論文」のオリジナリティに関しては、次の通りとする。
 - (1) 一般に公表されている刊行物に未発表かつ未投稿の原著論文とする。
 - (2) 本学会春期・秋期大会の講演概要に掲載された内容は、未投稿の論文として投稿できる。
 - (3) 共同刊行誌 "Materials Transactions" に英文掲載後1年以内であれば、本学会に著作権があるものについては、和文で投稿できる。
 - (4) 本学会の研究委員会で実施された共同研究の成果として「研究部会報告書」に発表された内容は、報告書発行後1年以内であれば投稿できる。
 - (5) 上記(2)、(3)、(4)のいずれの場合も、脚注にその旨を明記し、かつ、投稿の際は掲載済みの刊行物の写しを添付するものとする。
 - 2.「研究ノート」のオリジナリティに関しては、次の通りとする。
 - (1) 一般に公表されている刊行物に未発表かつ未投稿の論文とする。
 - (2) 「研究ノート」に公表された内容は、後日、「研究論文」として投稿できる。

(原稿の責任および著作権)

- 第6条 記事の内容についての責任は、すべて著者が負うものとする。
 - 2. 会誌「軽金属」に投稿された原稿の著作財産権は、『2420 著作権規程』により、本学会に帰属する。

(原稿の投稿・受付)

- 第7条 原稿は、本学会の投稿審査システムにより投稿する。
 - 2. 原稿の受付日は、投稿規程を満たした原稿が投稿審査システムを通じて事務局に送信された日付とする。

(原稿の査読、掲載の判断)

- 第8条 受付けされた「研究論文」および「技術報告」の原稿に対する査読および掲載の判断は、次の通りとする。
 - (1) 査読の流れは次の通りとする。
 - ① 編集幹事会は、担当編集委員1名を決定する。
 - ② 担当編集委員は第1査読者を兼ねるものとし、さらに第2査読者を指名する。

- ③ 第1および第2査読者はそれぞれ原稿の査読を行い、担当編集委員はそれらの査読結果に基づいて掲載に関する判定を行う。
- ④ 掲載可否に関し、第1および第2査読者の意見が分かれた場合には、 担当編集委員は第3査読者を指名する。
- ⑤ 第3査読者は原稿の査読を行い、担当編集委員は3名の査読者の査読 結果に基づいて掲載に関する判定を行う。
- (2) 担当編集委員の掲載に関する判定に応じて、査読された原稿に次の処置を 行う。なお、投稿者への連絡はすべて、投稿審査システムを通じて行うも のとする。
 - ① 再校閲が必要と判定された場合は、投稿者に査読結果を通知し、第3 号に基づいて原稿を取り扱う。
 - ② 掲載可否が判定された場合には、編集幹事会は審査報告書にもとづき 判定を確認する。

判定に問題がない場合には、その判定結果と原稿の受理日あるいは掲載否(返却)の理由を投稿者に通知する。編集幹事会は、担当編集委員に、原稿および返却理由等に対して検討あるいは修正を求めることができる。なお、原稿の受理日は、担当編集委員が掲載可と判定した日付とする。

判定に問題がある場合には、その理由と講ずべき処置を担当編集委員に伝える。担当編集委員はそれに応じた処置を行った後に、再度判定し、本号に基づいて処置を行う。

- (3) 第2号①または②により要修正と判定された場合、投稿者は原稿の修正を 求められた日から30日以内に原稿を修正し、投稿審査システムを通じて 再提出するものとする。再提出された修正原稿は、第1号③に基づいて再 審査される。30日を超えて修正した原稿が提出された場合は、改めて投稿されたものと見なす。
- (4) 投稿者は原稿を取り下げることができる。この場合、投稿者は投稿審査システムを通じて編集委員会にその旨を通知する。
- 2.「研究ノート」、「解説」、「連載講座」および「LM レビュー」の原稿に対する 査読および掲載の判定は、次の通りとする。
 - (1) 査読の流れは次の通りとする。
 - ① 編集幹事会は、担当編集委員1名を決定する。
 - ② 担当編集委員は査読者を兼ねるものする。
 - ③ 査読者は原稿の校閲を行い、担当編集委員は査読結果に基づいて掲載 に関する判定を行う。
 - (2) 担当編集委員の掲載に関する判定に応じて、査読された原稿に第1項第2 号に準じた処置を行う。
 - (3) 投稿者は原稿を取り下げることができる。この場合、投稿者は投稿審査システムを通じて編集委員会にその旨を通知する。
- 3.「随想」、「LMコラム」、「国際会議便り」、「研究所/研究室紹介」、「はぐくむ」、 「新製品紹介」など第1項および第2項に規定されない原稿は、編集幹事会に

おいて掲載可否を判定する。なお、編集幹事会は、必要に応じて投稿者に原稿 の修正を求めることができる。

(著者校正)

第9条 掲載予定として印刷版が組まれた記事は、著者校正を1回行う。この際、原則として印刷ミス以外の修正は認めない。

(費用負担等)

- 第10条 投稿者は、次により投稿・掲載費用を負担する。ただし第一著者が学生会員の場合は投稿・掲載費用は無料(カラー印刷は1ページあたり50,000円を負担)とする。
 - (1)「研究論文」、「研究ノート」または「技術報告」を投稿した場合は、次の金額を負担する(単位:円)。

4ページ以内	5ページ	6ページ	7ページ	8ページ
30,000	35,000	55,000	75,000	95,000

*カラー印刷は、1ページあたり 50.000 円の追加負担を要する。

- (2) 第 5 条 第 1 項 第 3 号に基づき、共同刊行誌 "Materials Transactions" に 掲載可と判定された論文を和文にて 1 か月以内に投稿した場合は、投稿・掲載費用を無償とする。ただし、カラー印刷は 1 ページあたり 50,000 円を 負担する。
- 2. 編集委員会が依頼した投稿に対しては、本学会から著者に対し、『5110 謝金規程』に基づき原稿料を支払う。
- 3. 別刷の費用は、第1項および第2項に該当するいずれの場合も投稿者が負担 し、その金額は次の通りとする(単位:円)。
 - (1) 第1項に該当する場合

	寄贈分	+50 部	+100 部	+150 部
	(50部)	(計 100 部)	(計 150 部)	(計 200 部)
表紙なし	無料	3,000	6,000	9,000
表紙あり	7,000	12,000	17,000	22,000

*別刷50部は本学会から寄贈する。

(2) 第2項に該当する場合(編集委員会が依頼した投稿)

	50 部	100 部	150 部	200 部
2ページ以内	2,000	7,000	8,000	9,000
3 ~ 4ページ	4,000	9,000	10,000	11,000
5 ~ 6ページ	5,000	10,000	11,000	12,000
7 ~ 8ページ	6,000	11,000	12,000	13,000
表紙	3,000	4,000	5,000	6,000

(改廃)

第11条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

- 1. この規程は平成3年6月14日から施行する。
- 2. 平成8年8月9日一部改定
- 3. 平成 9年 10月 17日一部改定
- 4. 平成9年12月8日一部改定
- 5. 平成 22 年 6 月 15 日一部改定
- 6. 本規程は、一般社団法人としての第8回理事会(平成24年3月29日)において改定した。
- 7. 本規程は、第9回理事会(平成24年4月26日)において一部改定した。
- 8. 本規程は、第13回理事会(平成25年1月30日)において一部改定した。
- 9. 本規程は、第21回理事会(平成26年1月31日)において一部改定した。